

令和3年1月12日  
静岡県交通基盤部建設業課

## 首都圏1都3県に対する「緊急事態宣言」再発令に伴う 令和3・4年度定期申請の紙による申請の取扱いについて

令和3・4年度建設工事・土木施設維持管理業務入札参加資格の定期申請について、紙申請の場合、県庁に持参による書類提出を案内していたところですが、令和3年1月7日に、政府から東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県を対象とする「緊急事態宣言」が再発令されたことを受け、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**特例的に郵送を認める**取扱いとします。

つきましては、下記の注意点を参考に申請書類を提出してください。

### (注意点)

- ・郵送の場合、1月26日(火)までに県庁必着とし、事前の**電話連絡**をお願いします。
- ・県庁会場への持参による受付についても、案内どおり1月21日から26日までの4日間で実施します。
- ・提出いただいた書類に関する補正等の連絡があった場合は、速やかに対応いただくようお願いします。

建設業者の皆様におかれましては、御理解・御協力の程、  
よろしく申し上げます。

この件の問合せ先: 静岡県庁建設業課(指導契約班)  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
電話 054-221-3057